

# ちば起業家応援事業「起業家交流会」実施要領

ちば起業家応援事業に係る「起業家交流会」の実施については、「ちば起業家応援事業実施要綱」に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 1 事業目的・概要

県では、ちば起業家応援事業の一環として、起業家同士の情報交換、人的ネットワーク形成、県内ニーズの把握等を支援するとともに、起業家応援の機運を地域から高め、各地域での継続的な支援や地域活性化につなげていくことを目的として、「起業家交流会」を開催します。なお、当交流会は、ちば起業家応援事業の委託先が設置する「ちば起業家応援事業実行委員会」の運営により実施するものです。

## 2 実施主体

市町村または創業支援事業者・団体

※ 主催は「千葉県」と「ちば起業家応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）」となります。

## 3 実行委員会の主な業務

- (1) 交流会開催に向けての協議（交流会開催・集客等のノウハウを、県及び実施主体に提供）
- (2) 告知用チラシと告知用ウェブページの制作
- (3) 交流会当日の運営補助
- (4) その他、県、実行委員会及び実施主体が協議の上、必要と認めるもの

## 4 実施主体の主な業務

- (1) 交流会開催に向けて県及び実行委員会との協議（実施体制、集客等について）
- (2) 開催概要（日時、会場等）の決定
- (3) 関係各所への協力要請
- (4) 集客・広報（SNS投稿などを含む）
- (5) 機材備品の手配
- (6) プレゼンターの公募、選出、発表の支援
- (7) 開催当日のチラシ等の配布希望者の募集・選定
- (8) 交流会当日の運営
- (9) プレゼンターの追跡調査
- (10) 交流会開催後に実行委員会が開催する「スキルアップ研修」の集客・広報
- (11) その他、県、実行委員会及び実施主体が協議の上、必要と認めるもの

## 5 事業への応募

本事業への参加を希望する場合は、事前に実行委員会にご相談ください。交流会開催に向けての実施体制や概要（日時、会場等）が固まった段階で、概要等を明示した文書（様式第1号）を作成します。

(1) 事前相談先

ちば起業家応援事業実行委員会

〒260-0013 千葉市中央区神明町 200 秋葉ビル 103 (株式会社 PLUS-Y 内)

電話：050-5811-4868 (平日 10時～17時)

e-mail：info@i-hivechiba.com

(2) 事前相談の期間 (予定)

平成30年5月24日 (木) ～6月21日 (木)

※事前にご連絡いただいた順に対応し、5カ所の開催地が決定した時点で相談の受付終了としますので、お早目にご相談ください。

## 6 実施主体の選定方法等

実施主体は以下の各基準に基づき決定します。

### 《選定基準》

(1) 趣旨

①地域の現状や課題を的確に把握しており、事業の目的や計画が妥当であること

②交流会開催地の市町村と連携が図られ、創業者等に対する円滑な支援が行えるようになる取組であること

③ちば起業家応援事業の他の取組と連携が図られること

(2) 成果

交流会実施により、地域の創業の活発化が期待できること

(3) 継続性・発展性

交流会終了後も創業支援の取組の継続・発展が見込まれること

(4) 実行性

交流会開催に必要な人員・組織体制を有していること。

(5) 広域性

以下のいずれかに該当する地域での開催を優先

①近隣市町村と連携して開催する地域

②起業支援に関わる経済団体や民間事業者、教育機関等と連携する地域

③過去に交流会が未開催の地域

### 《実施基準》 (市町村以外の実施主体が対象)

(1) 起業支援の取組は、各実施主体が単独で行うよりも、地域の起業支援に関係する機関が連携を図って実施することが、起業家等にとってより効果的な支援となります。そのため、本交流会を実施する場合は、実行委員会に加え、開催地の市町村へ実施概要を明示した文書 (第1号様式) 及びちば起業家応援事業に係る「起業家交流会」実施報告書 (第2号様式) を提出してください。この他、交流会実施前後に開催地の市町村と協議又は意見交換等を行ってください。

(2) 県及び実行委員会でも、実施主体と市町村との連携が図られるよう、両者の情報共有の取組等を支援します。そのため、交流会実施の前後に県及び実行委員会からヒアリングを実施する場合があります。

(3) 実施主体は、交流会終了後も継続して起業支援事業を実施するよう努めてください。

## 7 留意事項

- (1) 事業が予定の期間内に完了しない場合、事業遂行が困難になった場合は、速やかに実行委員会へ報告し、指示を受けてください。
- (2) 事業の中止・廃止をする場合は実行委員会の承認が必要になります。
- (3) 実行委員会が事業の状況報告を求めた時は、適宜報告をしてください。
- (4) 実施報告書（第2号様式）は、**4 実施主体の主な業務**の完了した日から起算して30日以内に提出してください。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、県及び実行委員会が別に定めるものとします。

(主たる実施主体の名称)

(代表者名) 様

ちば起業家応援事業

実行委員長 山本 寛 印

## ちば起業家応援事業「起業家交流会」の実施について

ちば起業家応援事業に係る「起業家交流会」については、ちば起業家応援事業「起業家交流会」実施要領に従い、以下のとおり実施することといたします。

### 記

1. 開催日時

平成30年 月 日 時 分 ～ 時 分

2. 会場名・所在地

3. 対象地域

4. 共同実施・連携市町村・団体

以上

第2号様式

ちば起業家応援事業「起業家交流会」実施報告書

平成 年 月 日

ちば起業家応援事業

実行委員長 山本 寛 様

(所在地)

(名称及び代表者名)

印

実施主体	開催日	平成 年 月 日
	時間	時 ~ 時
	会場	
	参加人数	名
事業内容		
事業を実施したことによる効果		
今後の展開		